松江市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第46条第2項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年2月28日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在	廃止年月	廃止する	事業の	事業所番号
	地	日	事業	主たる	
				対象者	
株式会社 江友	株式会社江友 布志名	令和4年2	就労継続	特定な	3210100800
松江市玉湯町布志名	事業所	月 28 日	支援 A 型	L	
637-83	松江市玉湯町布志名				
	637-83				